

2023年4月3日

『公務員試験 最初でつまずかない民法Ⅰ』 訂正表

(初版第1刷用)

【訂正】

- 35 ページ 成年被後見人の法律行為は法定代理人が代理して行う 2段落目 5,6行目

(初版第2刷で訂正予定)

誤：…である同意権や追認権はありません。同意や追認は、そもそも…

正：…である同意権はありません。同意は、そもそも…

- 185 ページ スミアミ中 下から3行目 (初版第2刷で訂正予定)

誤：902条の2

正：899条の2第1項

- 185 ページ 側注 (初版第2刷で訂正予定)

正しくは下記となる。

「899条の2第1項」

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条（法定相続分）及び第901条（代襲相続人の相続分）の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

【追録】

下記、令和5年4月1日施行の民法改正による修正です。すべて初版第2刷で修正予定です。

- 232 ページ ①隣地使用权 3-6行目を下記に差し替える

隣地を最小限の広さで使用する必要があるからです。なお、令和3年改正（令和5年4月1日施行）により、隣人への請求ではなく、権利としての使用权が認められました。

- 232 ページ 側注「承諾に代わる判決」を下記に差し替える

「妨害行為があった場合」

隣地使用权が権利として認められたということは、隣地を使用する際に、隣人の承諾は不要ということになります。隣人がこれを不服として妨害をする場合には、裁判所に訴えて妨害行為の差止めの判決を得て立ち入ることになります。

●234 ページ ④境界に関する相隣関係 5-6 行目

改正前：枝は所有者に切除を要求できるだけです。

改正後：枝はまず所有者に切除を催告しなければなりません。

●234 ページ 側注「枝の切除に応じない場合」を下記に差し替える

「隣人が枝を切除しない場合」

竹木の所有者に枝の切除を催告したにもかかわらず、隣地所有者が相当の期間内に枝を切除しないときは、土地所有者は自らその枝を切り取ることができ、それに要した費用を隣地所有者に対して請求することができます。

●235 ページ 表中 隣地使用権の要点 1-2 行目

改正前：境界またはその付近での障壁・建物の築造・修理のために、隣地の使用を請求できる権利。

改正後：境界またはその付近での障壁・建物の築造・修理のために、隣地を使用できる権利。

●236 ページ 側注「木の切除要求」を下記に差し替える

「木の切除要求」

日光を遮断されるなど、実際に損害が生じているのに、隣家の木の所有者が切除してくれなければ、日光を遮断されるなど、実際に損害が生じているのに、隣家の木の所有者が切除してくれなければ、生活に支障を来すことも考えられます。そこで、このような問題を受けて、令和3年改正法は、234 頁で説明したように、①催告しても相当期間内に土地所有者が切除しない場合や、②所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないときは、自ら切除できるとしました。後者は、いわゆる空き家問題に対処するためのものです。

●237 ページ 相隣関係 2 行目

改正前：隣地の使用を求めることができる。

改正後：隣地を使用できる。

●237 ページ 相隣関係 3-4 行目

改正前：隣地の所有者がこれを承諾しない場合には、裁判所が代わって立ち入りを認めることができる。

改正後：隣地の所有者がこれを妨害する場合には、妨害行為の差止めの判決を得て立ち入ることになる。

●237 ページ 相隣関係 12-13 行目

改正前：枝は隣地の所有者に切り取りを求めなければならない。

改正後：枝は隣地の所有者に催告して切り取らせることができる。

●239 ページ 16-22 行目を下記に差し替える

共有物の使用関係は、「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する」とされて
いて(252条1項)、持分の多数決で決められてしまいます。もちろん、少数持分権者
にも使用権はあるはずですから、多数持分権者が自己の持分を超えて使用する場合には、
他の共有者に使用の対価を償還しなければなりません。それでも、少数持分権者は持分
に応じた十分な利用ができなければ、十分に納得はできないでしょう。

●239 ページ 側注「建物の占有使用の例」を下記に差し替える

「協議を経ないでなされた占有使用」

共有物の使用については、共有者間であらかじめ協議を行い、そこでの取り決めに従っ
てこれを行うべきこととなります。ですから、共有者の一人が、協議を待たずに、ある
いは協議での取り決めに反して勝手に共有物を使用することはできません。仮にそのよ
うな事態が生じた場合は、他の共有者は、取り決めに反するとして占有使用している共
有者に共有物の引渡しを請求することができます。

令和3年改正法が施行される以前は、「共有持分権の性質は所有権である」という観点か
ら、協議を経ない(あるいは協議に反する)占有使用に対抗する効果的な手段がありま
せませんでした。しかし、それでは、早い者勝ちを認める結果になってしまいます。そこで、
同改正法は、共有物を使用する共有者があるときも協議の決定が優先するとして(252条
1項後段)、あくまで協議に基づく使用を求めています。

●240 ページ 9 段落目

改正前：そして、共有不動産の賃貸やその解除などが管理、共有山林の伐採や共有物の
譲渡などが変更にあたるとされています。

改正後：そして、共有不動産の短期賃貸や解除などが管理、共有山林の伐採や共有物の
譲渡などが変更にあたるとされています。

●241 ページ 16-23 行目を下記に差し替える

ただ、主導権を持つといっても、それは「何でも自分の都合のいいように決めてよい」
という意味ではなく、令和3年改正法が求めたのは、それぞれの共有者が納得できるよ
うな合意形成での共有物の利用ということでした。ただし、友人同士での共有などとい
う場合は合意形成も比較的容易ですが、「相続での見知らぬ相続人との相続財産の共有」

などという場合には、合意形成に至らない場合も考えられます。そんな場合は、やはり分割請求で解決すべきこととなります。

●241 ページ 側注に下記を加える

「賃貸での管理と変更の区別」

法は、両者を区別する基準の明確化を図るため、602条の短期賃貸借の範囲内での賃貸を管理行為、それを超える賃貸借を変更行為としました(252条4項)。

●242 ページ 5-6 段落目を下記に差し替える

確かに、話し合いがつかなければ、持分の過半数で決めるしかありません。上図の例の場合、Aは持分の過半数を持っていますから、法的な手続きを経てCに引渡しを請求することができます(252条2項)。ただ、それでも競落人が嫌がらせをするなど、ゴタゴタが続くようでしたら、共有関係の解消という方法を選択するのが賢明かもしれません。

●242 ページ 側注「251条」を下記に差し替える

「251条1項」

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。カッコ内以下略)を加えることができない。

●246 ページ 本問のポイント！ 1 を下記に差し替える

1. 令和3年の民法改正により、本肢のような場合、他の共有者は、協議を行って、その過半数の決定により占有者に引渡しを請求できることになった(252条1項)。

●247 ページ 共有の特質 7行目

改正前：他の共有者は、当然には共有物の明渡しを請求できない。

改正後：他の共有者は、協議を経て共有物の明渡しを請求できる。

以上
株式会社 実務教育出版